

湛水防除施設等運転管理（小高区）業務委託 仕様書

（目的）

第1条 本仕様書は、南相馬市小高区における湛水防除施設等の運転操作及び保守点検（日常及び毎月）等について、南相馬市（以下「甲」という。）が委託し、受託者（以下「乙」という。）が行う業務の範囲と要領を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第2条 乙は業務を円滑に遂行し、施設の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、設計図書、その他関係図書に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。

- 2 業務の履行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法、電気事業法、消防法、騒音規制法、大気汚染防止法、河川法、電波法、その他業務実施に関係する法令等を遵守すること。
- 3 業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

（業務の目的）

第3条 湛水防除施設等運転管理（小高区）業務（以下「業務」という。）は、小高区内における農地等湛水被害を解消する湛水防除施設等の効率的かつ適正な維持管理及び運用を行うため、適時、適切な保守点検（日常及び毎月）を実施し、円滑な運転操作を行うことを目的とする。

（対象施設）

第4条 業務の対象となる施設は次の通りとする。

（1）市有施設湛水防除施設

- 1) 塚原第二排水機場（自動運転機能有）
 - ・モーターφ800×1基、エンジンφ1000×2基
 - ・機械による強制排水及び水門操作による自然排水可能
- 2) 小高排水機場（手動運転のみ）
 - ・モーターφ700×1基、モーターφ1000×1基
 - ・機械による強制排水のみ
- 3) 福浦南部排水機場（自動運転機能有）
 - ・モーターφ1000×1基、エンジンφ1500×3基
 - ・機械による強制排水のみ
- 4) 村上第一排水機場（自動運転機能有）
 - ・モーターφ700×1基、エンジンφ1200×3基

- ・機械による強制排水及び水門操作による自然排水可能
- 5) 村上第二排水機場（自動運転機能有）
- ・エンジンφ1500×2基
 - ・機械による強制排水のみ
- (2) 県有施設湛水防除施設等
- 1) 井田川海岸保全施設（電動）
- ・蛭沢海口閘門 5200×3500×3門
 - ・井田川防潮樋門 2900×2300×4門
 - ・水門操作による自然排水のみ

（業務の実施体制）

第5条 業務実施にあたっては、2名体制とし、1名を総括責任者として配置する。総括責任者は、従業員の指導監督を適切に行い、従業員の質の向上に努めると共に業務内容を把握しなければならない。また、日常の業務の履行にあたっては、甲担当職員と連絡、調整を行うものとする。

(1) 平常時

- ・年間122日（土・日・祝日）の巡回、点検運転業務（1日あたり8時間）
- ・令和8年4月から令和9年3月までの平日の巡回、点検運転業務（業務実施にあたっては、1名体制とする。）及び雨天前における試運転業務（平日の勤務時間内とする。）

(2) 洪水時等

- ・担当者と連絡を取合い対応のこと。
- ・年間15日間の洪水時等（警戒等）対応業務（1日あたり6時間）
- ・緊急対応等、平常時の人員では対応不可であり増員が必要な場合は直ちに増員して対応すること。
- ・平常時以外の基準作業時間外については、割増賃金を適用する。

（水門操作の基準）

第6条 操作施設の操作基準は以下の通りとする。

- (1) 当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- (2) 気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。
- (3) 大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 第一号から第三号のほか、海水の浸入による被害の発生を防止するた

めに必要と認められるときは閉操作可とする。

(5) 操作の具体的活動は別表第1に定める。

(6) 洪水又は高潮時の内外水位調整については、操作細則に定める。

2 以下の場合に施設（常時閉鎖施設を除く。）の開門操作の活動を実施する。

(1) 施設の所在地の波浪警報が解除されたとき。

(2) 施設の所在地の高潮警報が解除されたとき。

(3) 施設の所在地の津波注意報又は津波警報が解除されたとき。

(4) 第一号から第三号のほか、開門によっては海水の浸入による被害が発生しないと認められるとき。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

(2) 責任者を市長、もしくは町長とする。以下、操作管理者と称する。

（従業員の能力基準）

第7条 乙は、従業員の研修を行い、運転管理等の専門職としての的確な判断の出来る、高度な技術を有する者を従事させなければならない。

（業務の内容）

第8条 業務の内容は次の通りとする。

(1) 平常時

①施設の状態確認

- ・施設全体（屋内外）のセキュリティー状況
- ・除塵機の状況
- ・施設の燃料、残量の状況
- ・計器類の状況
- ・ポンプ、補記類の設備の状況
- ・配管類の状況
- ・発電機の状況

②ポンプ運転の環境確認

- ・遊水池、導水路、海洋等の水位、流量確認
- ・ポンプ稼働の確認（排水すべき時間帯での動作確認を含む）

③ポンプ運転及び水門操作

- ・甲運転依頼における手動ポンプ運転
- ・自然排水可能時における自然排水樋門の操作

④業務報告

- ・運転日誌については、毎日作成し、毎月提出すること。
- ・施設及び設備に異常がある場合は速やかに報告すること。

(2) 洪水時等

①洪水時等（警戒時）の施設運転管理

- ・洪水時等（警戒時）における、(1) 平常時①～④の業務

(経費の負担区分)

第9条 本業務対象外の費用は次の通りとする。

- (1) 施設及び機器の運転管理上必要な光熱水費及び施設用消耗品等の購入費用
 - (2) 施設整備補修費用
 - (3) 塵芥処理(処分)費用
 - (4) 電気主任技術者業務委託費用
- 2 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、乙において用意するものとする。

(事故の措置)

第10条 乙は業務上の事故、故障及び災害が発生した場合には、速やかに応急措置を実施し、甲担当職員に報告しなければならない。

(業務状況の調査)

第11条 甲は必要があると認めた場合は、いつでも業務の処理状況を乙に報告させ、自ら状況を調査することができる。

(現場指導の受講)

第12条 業務の実施にあたっては、甲担当職員より現場指導を受け、現場指導後は、指導内容を整理して甲へ提出すること。

- (1) 運転操作業務の習熟(管理規定、運転操作要領)
- (2) 保守点検業務の習熟(点検項目、点検方法)

(事務の引継)

第13条 契約期間の満了及び契約解除により受託契約者に変更があった場合、乙は委託契約締結の日から甲の必要と認める期間において前期受託者より技術指導を受け、業務の遂行に支障を来さないようにしなければならない。

- 2 乙は、受託者の変更があった場合は、期間完了の日の翌日から甲が必要と認める期間において後期受託者に対し技術指導を行い、業務の遂行に支障を来さないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定による業務は、技術指導を受ける者の負担により行うものとする。

(施設別委託費の提出)

第14条 本業務委託は、6施設を合冊して発注していることから施設別費用を確認するため、乙は甲へ施設別委託費用について算出し提出するものとする。

(環境への配慮)

第15条 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

(雑則)

第16条 この仕様書に定めない事項については、甲の指示に従うものとし、指示されない事項であっても維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(疑義)

第17条 この仕様書に疑義及び天災等による緊急事態が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。